

平成30年度広島県立祇園北高等学校入学者選抜(Ⅱ)実施要項



〒731-0138 広島市安佐南区祇園八丁目25番1号

電話(082)875-4607 FAX(082)874-9343 HP: <http://www.gionkita-h.hiroshima-c.ed.jp/>

1 選抜の趣旨

「平成30年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

2 通学区域, 課程, 学科・コース及び定員

通学区域	課程	学科・コース	定員
広島県一円	全日制	普通科	280名から選抜(Ⅰ)に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数
		普通科理数コース	40名から選抜(Ⅰ)に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数

3 教育課程

《普通科》

基礎学力の充実を図り、興味・関心や進路希望に応じた教科・科目を選択履修する。1学年では、全員が同一の教科・科目を履修(芸術のみ音楽, 美術及び書道のいずれかを選択)する。また、英語表現Ⅰでは、少人数によるきめ細やかな指導を行う。2・3学年は、進路希望に応じた文科型・理科型の類型に分かれて教科・科目を選択履修する。

《普通科理数コース》

理工系及び医・歯・薬学部等への進学希望者を対象とする。1・2学年は課外活動, 大学講師による特別講義と理科実験, 研究発表, 先端技術の見学などを行う理数コース行事を設けている。また、数学・理科の理数専門科目を多く設けるとともに、各学年の決められた科目において、少人数によるきめ細やかな指導を行う。

4 出願資格

次の(1)～(4)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 平成30年3月に施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を平成30年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で平成30年3月31日までに満15歳以上に達する者

※出願資格の(5)により出願しようとする者は、県外等からの出願許可を受ける。

5 出願期間

入 志 学 願 者 名 簿	平成30年2月14日(水)～2月19日(月)正午まで。 【受付時間は9時から16時まで。ただし、最終日は正午まで。土曜日、日曜日は受け付けない。】	
	郵便による場合	平成30年2月14日(水)～2月16日(金)必着 ・簡易書留郵便で郵送すること。 ・志願者名簿1部を返送するための封筒(返送は簡易書留郵便で行うため必要な料金の切手を貼付)を同封すること。 ・出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

入 受 学 検 者 票 選 抜 願	平成30年2月21日(水)～2月23日(金)正午まで。 【受付時間は9時から16時まで。ただし、最終日は正午まで。土曜日、日曜日は受け付けない。】	
	郵便による場合 (志願変更を全く行わない場合にのみ認め る)	平成30年2月21日(水)～2月22日(木)必着 ・簡易書留郵便等で郵送すること。 ・受検票を返送するための封筒(返送は簡易書留郵便で行うため必要な料金分の 切手を貼付)を同封すること。 ・出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行 うこと。
調 査 書 等	平成30年2月21日(水)～2月26日(月)正午まで。 【受付時間は9時から16時まで。ただし、最終日は正午まで。土曜日、日曜日は受け付けない。】	
	郵便による場合 (志願変更を全く行わない場合にのみ認め る)	平成30年2月21日(水)～2月23日(金)必着 ・簡易書留郵便で郵送すること。 ・出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行 うこと。

6 出願手続

出身中学校長は次の書類等をまとめ、「5 出願期間」に示す期間内に本校校長に提出すること。

(1) 入学願書(様式第1号)

普通科理数コースを第1志望とした者は、普通科を第2志望とすることができる。ただし、普通科を第1志望とした者は、普通科理数コースを第2志望とすることはできない。

(2) 志願者名簿(様式第13号)

志願者のある学科・コースごとに2部提出する。

(3) 入学者選抜願(様式第2号)及び受検票(様式第3号)

入学者選抜料2,200円は県教育委員会の定める方法により納付することとし、入学者選抜願(様式第2号)の所定欄に領収印のある(全日制)広島県立高等学校入学者選抜料領収控(上部が赤色の原本を使用し、コピーは使用しない)を貼ること。

(4) 施行規則第78条の規定による志願者の調査書(様式第8号)

(5) 第3学年の全学級の評定(成績評点)一覧表(様式第10号)

※平成29年3月以前の卒業生については提出しなくてよい。

(6) 評定(成績評点)集計表(様式第12号)

※平成29年3月以前の卒業生については提出しなくてよい。

(7) 志願者から自己申告書が提出された場合は、調査書とともに提出する。

なお、県外等からの出願については、「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」の29頁及び30頁の「オ 県外等からの出願」によるものとする。

志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、その他の特別措置を希望する者は、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学者選抜願に添付すること。点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を平成29年12月1日(金)までに県教育委員会に提出し許可を得る。

また、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書(様式第18号)を提出することができる。なお、自己申告書は、本人が記入し封をした上で出身中学校長に提出するものとする。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、(1)、(3)、特別措置願(様式第4号)、自己申告書(様式18号)及び卒業証明書を本校校長に直接持参により提出するものとする。(特別措置願及び自己申告書については該当者のみ)

7 志願変更

志願者は、1回に限り志願変更を、次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科(普通科におけるコース)に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。

- (1) 期間 次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。
平成30年2月21日(水)～2月23日(金)正午
【受付時間は9時から16時まで。ただし最終日は正午まで。土曜日、日曜日は受け付けない。郵便による取下げ(高等学校からの返却)及び再提出はできない。】
- (2) 手続
出身中学校長は次の書類をまとめ、本校校長に提出すること。
- ア 入学願書取下げの場合
志願変更願(様式第19号)、入学願書受付時に返却した志願者名簿
- イ 入学願書再提出の場合
入学願書(様式第1号)の高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、「6 出願手続」に準じて行うこと。

8 志願者数の公表

次の日程で、志願者数の公表を、本校正面玄関への掲示及び本校ホームページへの掲載により行う。なお、電話による照会には応じない。

内 容	日 時
2月19日(月)正午現在の志願者数	同日 16時
2月21日(水)16時現在の志願者数	同日 16時30分
2月22日(木)16時現在の志願者数	同日 16時30分
2月23日(金)正午の志願者数	同日 16時

9 学力検査の実施期日及び場所

- (1) 実施場所 本校
- (2) 実施期日、教科及び時間割等

3月6日(火)			3月7日(水)		
時限	時刻	検査教科等	時限	時刻	検査教科等
	8:55	集合(各検査場)			
	9:20	点呼・注意			
第1時限	9:30 ～10:20	国 語	第1時限	9:00 ～ 9:50	理 科
第2時限	10:40 ～11:30	社 会	第2時限	10:10 ～11:00	英 語
第3時限	11:50 ～12:40	数 学	第3時限	11:20 ～	※面接

※中学校過年度卒業の志願者及び本校校長が必要と認める志願者に対して実施する。

- (3) 携行品等
- ア 検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規(分度器のついたもの、三角定規は不可)、筆入れ、時計(計算・通信機能又は英和英機能付きのもの等は不可)のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。
- イ 上履及び靴入れは各自で準備すること。
- ウ 本校敷地内に携帯電話は原則携行できない。特別な事情がある場合は、出身中学校長から本校校長に連絡すること。
- エ 万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす。

10 追検査について

- (1) 受験資格

「4 出願資格」に該当する者で、検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜(Ⅱ)を欠席した者

のうち、欠席した事由が次の(ア)又は(イ)に該当し、本校校長が審査し正当と認めた場合に限り、追検査を受検することができる。

(ア) 検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等

(イ) 学校保健安全法施行規則第十八条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等

(2) 受験手続

追検査の受検を希望する者は、次の(ア)の書類に必要事項を記入し、(ア)及び(イ)の書類を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。

(ア) 追検査受検願(様式第20号)

(イ) 大規模災害による罹災等にあつては、やむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書

(ウ) 追検査受検願提出者名簿(様式第21号)

なお、出身中学校長は、(ア)から(ウ)の書類を平成30年3月8日(木)正午までに原則として持参により本校校長に提出すること。提出された(ア)から(ウ)の書類の申請事由を本校校長が審査し、追検査受検承認(不承認)通知書(様式第22号)を出身中学校長に交付する。

(3) 実施期日 平成30年3月12日(月)

(4) 実施場所 本校

(5) 集合及び検査時間割

時刻	内容
8:55	集合(各検査場)・点呼
9:00 ~ 9:10	諸注意
9:30 ~ 10:30	小論文
10:50 ~	面接

(6) 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお、追検査受検者から自己申告書(様式第18号)が提出されている場合は、これも選考資料に加える。

(7) 合格者の発表

3月14日(水)14時

11 合格者の決定

(1) 一般学力検査は各教科50点満点とする。一般学力検査の総得点に2分の1を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項によって総合的に判断し、決定する。

(2) 一般学力検査では普通科受検者全員について、数学及び英語の得点をそれぞれ1.5倍とする傾斜配点を行う。普通科理数コース受検者全員については、数学及び理科の得点をそれぞれ1.5倍とする傾斜配点を行う。

(3) 入学定員の20%について、一般学力検査対調査書を7:3とする一般学力検査を重視した選抜を行う。

(4) 志願者から自己申告書(様式第18号)が提出された場合は、これを選抜資料に加えて総合的に判断し、決定する。

12 合格者の発表

(1) 発表場所 本校(電話による照会には応じない。)

(2) 発表期日 平成30年3月14日(水)14時

なお、本校ホームページ(<http://www.gionkita-h.hiroshima-c.ed.jp/>)においても、

3月14日(水)14時30分~15日(木)16時の期間、合格者の発表を行う。

13 合格後の手続き方法

入学請書又は辞退届を、平成30年3月14日(水)14時~3月15日(木)12時の期間に提出すること。

14 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、3月15日(木)14時までに、出身中学校長を経由(中学校卒業後5年を超えるものを除く)して受検者本人に連絡する。

15 選抜(Ⅱ)における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

(1) 開示内容

- ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計
- イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(2) 開示請求対象者

選抜(Ⅱ)の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)

(3) 本人等であることの確認

「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」96頁に示す書類の提示により確認する。
なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(4) 開示期間

平成30年3月23日(金)～4月20日(金)

【受付時間は9時から16時(12時00分から12時45分までを除く)まで。土曜日、日曜日及び学校が定める振替休日等を除く。】

(5) 開示場所

本校応接室(受付窓口は本校事務室)

16 その他

- (1) この要項に記載した以外のことについては、全て「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」によって行う。
- (2) 本校と他の公立高等学校とを併願することはできない。
- (3) 志願について虚偽の事実(学歴・調査書等)があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。

[選抜(Ⅲ)について]

選抜(Ⅲ)の実施の有無については、平成30年3月16日(金)10時に、本校正面玄関に掲示する。
なお、実施する場合には、「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」によって行う。

[帰国生徒等の特別入学に関する選抜について]

定員は入学定員外で2名以内とする。なお、出願資格、手続及び一般学力検査等については、「平成30年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」によって行う。